

電波監理審議会（第1082回）議事録

1 日時

令和2年10月12日（月）15：00～16：54

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、
林 秀弥、日比野 隆司

(2) 審理官

藤田 和重、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

竹内 芳明（総合通信基盤局長）、鈴木 信也（電波部長）、
吉田 正彦（総務課長）、布施田 英生（電波政策課長）、
片桐 広逸（基幹・衛星移動通信課長）、翁長 久（移動通信課長）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項（総合通信基盤局）	
① 無線設備規則の一部を改正する省令案（国際民間航空条約第10附属書改訂の国内の技術基準への反映） （諮問第29号）	1
② 電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案（1.9GHz帯デジタルコードレス電話の高度化） （諮問第30号）	9
③ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（ローカル5Gの周波数拡張等に伴う制度整備） （諮問第31号）	19
④ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（L帯を用いた船舶及び航空機への安全通信システムの導入） （諮問第32号）	33
⑤ 周波数割当計画の作成案等 （諮問第33号）	39
⑥ 無線従事者規則の一部を改正する省令案（無線従事者の努力義務規定の追加） （諮問第34号）	45
(3) 議決事項	
株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求の審理を主宰する審理官の指名 （付議第1号関係）	53
(4) 閉 会	53

開 会

○吉田会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症の今後の見通しにつきましては依然として不透明で、予断を許さない状況が続いておりますことから、本日の10月期の定例会議につきましても、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項6件、議決事項1件となっております。

審議に先立ちまして、9月期定例会議で議決いたしましたとおり、長屋前審理官の任期満了に伴いまして、鹿島審理官が着任されておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

○鹿島審理官 新たに審理官に就任することになりました鹿島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田会長 はい。こちらこそ、よろしくお願いいたします。

諮問事項（総合通信基盤局）

- ① 無線設備規則の一部を改正する省令案（国際民間航空条約第10附属書改訂の国内の技術基準への反映）

（諮問第29号）

○吉田会長 それでは、早速ですが、審議を開始いたします。

まず、諮問第29号「無線設備規則の一部を改正する省令案（国際民間航空条約第10附属書改訂の国内の技術基準への反映）」につきまして、片桐基幹・

衛星移動通信課長から御説明をお願いいたします。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。お世話になっております。基幹・衛星移動通信課の片桐と申します。

それでは、諮問第29号「無線設備規則の一部を改正する省令案」の資料に基づきまして、御説明させていただきます。

1ページ、おめくりいただいて、2ページ目を御参照ください。

諮問概要でございますけれども、国際民間航空機関において、ICAO条約第10附属書、「ANNEX 10」と呼んでおりますが、こちらの改訂が行われたことに伴いまして、当該改訂の内容を国内の技術基準に反映するため、ILS、いわゆる計器着陸装置でございますが、こちらの規定の一部を改正するものでございます。

若干、バックグラウンドからお話をさせていただきますと、航空機は世界中を飛行しておりまして、機体に搭載する設備や、その運用方法につきまして、共通の規格というものが必要となります。このため、国際的な民間航空の安全かつ整然とした発展等を目的として、1944年に国際民間航空条約、「ICAO条約」と呼んでおりますが、こちらが締結され、国連の専門機関であります国際民間航空機構（ICAO）のほうで中心になって運営を進めてまいっているところでございます。

このICAO条約には、条約に基づきまして、国際基準及び推奨手順を示す附属書、いわゆる「ANNEX」と呼ばれているものが1番から19番まで存在いたします。このうちのANNEXの10番目に航空通信に関する事項が規定されているところです。

このANNEX 10は随時改訂が行われてきておりまして、これまで電波の質に係る技術的条件について改訂が行われた際、情報通信審議会において、国内の技術基準に反映する際の問題や対策について検討した上で、必要に応じて、

国内の電波法関係規定の整備を行ってまいりました。

それでは、3ページを御覧ください。

ANNEX 10の改訂内容につきましては、ここに挙げてあります表の中の「改訂の概要」の欄のところをごさいますて、今回の諮問の範囲は、表の上段の「ILS」と書いてあります計器着陸装置、電波で誘導して着陸を促す装置ですけれども、こちらのうちのローカライザに関する改訂となります。

4ページ目を御覧いただけますでしょうか。

ILSは飛行機を空港に誘導するための設備で、滑走路から水平方向の誘導をするローカライザと垂直方向の誘導をするグライド・パスの2つの電波を出す装置からなっております。航空機は、この上の図にありますように、2つの電波を受信して、交わるところに沿って着陸してまいります。

ILSについては、その有効範囲について、電波が必要な強度を持っているかどうかというところが機器の性能要件となっております。

ローカライザについては、下の図のとおりになりますけれども、国内の技術基準では、有効範囲であります18.5 km地点における高さ60 mの高度で所要の電波の強度が $90 \mu V/m$ 以上あることが性能要件となっております。

一方で、ICAO条約の国際基準でありますANNEX 10及び、それに基づく標準勧告方式、「SARPs」と呼んでいるものがございしますが、こちらでは測定の基準点が高さ30 mを基準としているものも混在している状況となっております。ICAOの中で、これらの運用の問題がないように整合させるという作業が、ここ数年来、行われてきておりましたけれども、今般、用語の統一を行うとともに、異なるローカライザの有効範囲の高度の基準を国際的に、より実運用に近いSARPsで定めている高さ30 mに統一することになりました。高さ30 mを基準とすることによりまして、高度60 mと比べて、電波の到達距離が短くなることで性能要件の緩和となりますけれども、実際の機器

についても、以前より30mの高度で十分な性能を持っていることを、国土交通省の飛行検査等で確認しているところでございます。

この改訂によりまして、国内の無線局の運用に大きな影響はありませんが、国際的なILS有効範囲の基準の統一に資するものであるところから、国内の基準に反映することとしまして、無線設備規則の一部改正を行うこととしたいと思います。

なお、その他の改訂につきましては、3ページ目に戻っていただいて、下の段になりますけれども、諮問対象ではございませんが、航空移動業務用無線電話局の呼出信号の追加に係る告示改正でございまして、電波の質に影響を与えるものではなく、また、パイロットの負担軽減にもつながるものであることから、本改正に併せて、国内の技術基準として反映したいと思っております。

なお、本日、御答申を頂いた場合には、ICAO条約、ANNEX10の改訂の発効日となっております11月5日に無線設備規則等を改正したいと思います。

最後に、本年9月10日から10月9日まで、省令改正についての意見募集を行いました。意見の提出はございませんでした。

8ページ以降の資料に省令案をお付けしておりますので、御参照いただければと思います。

御説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田会長 はい。御説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から何か御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。どなたかいかがでしょうか。

○兼松会長代理 1点だけ、よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。お願いいたします。

○兼松会長代理 兼松でございます。御説明、どうもありがとうございました。

決心高について、念のため教えていただきたいんですけども、3ページ目のところで、「30m（決心高200フィート（60m）の半分）に統一する」という記載があるんですけども、決心高というのは、カテゴリーによって60mのところと30mのところがあるのではなかったかと思うのですが、ここでいう決心高60mというのは、どういうことなのかなというのが、ちょっと分からなかったんで、教えていただければと思いました。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。ありがとうございます。

決心高につきましては、パイロットが着陸を判断する地点でございまして、こちらは60mということになってございます。

○兼松会長代理 そうですか。そうしますと、別にカテゴリーとかによってということはないのでしょうか。というのは、空港によって何か違うのかなと、ちょっと思ったんですけども、そういうことはございませんでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ご認識のとおり、航空法上のカテゴリーは、配備されたILSその他空港に設置された設備等によって空港ごとにカテゴリー1～3のように設定され、また、各カテゴリーで決心高は異なります。一方、電波法上、ILSの有効範囲の高さ基準は、空港のカテゴリーにかかわらず、最も厳しい決心高である、カテゴリー1の決心高60mを参照して規定してきました。今般、ANNEX10に改訂に伴い、カテゴリー1の有効範囲の高さ基準がその決心高の半分である30mに統一されたことから、国内基準もそれに合わせるものです。

○兼松会長代理 分かりました。ありがとうございます。

○吉田会長 本諮問案件そのものにつきましては非常に結構ではないかと思っておりますが、ただいまの兼松会長代理の御質問に関連して、参考までに確認させてください。すなわち、決心高の話ですけども、滑走路から18.5km離れた地点で60mの高さというのは随分低いように感じました。実際に飛行

機が進入してくる高さというのは、滑走路から18.5 kmも離れたところで、もっと高いのではないかなと思ったんですけども、決心高の高さというのは実際に飛行機が飛んでいる高さになるのでしょうか。素人的には、もっと高いところを飛んでいるんじゃないかと不思議に思ったものですから、念のために確認させてください。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。ありがとうございます。

少し資料が紛らわしいところがあったかもしれませんが、4ページ目を御覧いただければと思いますけれども。上の図が、これはローカライザとグライド・パスの交わったところから飛行機が下りてくるというイメージ図でございますが、ローカライザの規定と申しますのは、下の図にありますのは、この30 m、60 mというのは、この高さで距離というのは、実際に電波の強度がどの地点で測ればいいのかということを示してある図でございまして、このとおりに飛行機が飛んでくるという図ではございません。少し紛らわしいですけれども。したがって、下の図が、いわゆるローカライザの電界強度を測るときに、18.5 km離れたときの高さ30 mで90 μ V/m以上を満たしていればいいということ、いわゆる基準点として、このようにしておりますので、これが実際には飛行機はもっと上から飛んでまいりまして着陸いたします。着陸する高さというのも飛行機ごとに決まっておりますが、今回のローカライザの出力の規定の改定は、恐縮ですが、実際の飛行機がどういうふうに飛んでくるかということではなくて、あくまで18.5 km離れたところでの30 mの高さと60 mの高さで、それぞれ90 μ V/m以上を満たしているという、混在していたものが、30 mの高さで測って90 μ V/m以上あれば大丈夫というふうなことを示しているということでございます。

○吉田会長 はい。よく分かりました。ありがとうございました。

ということは、万が一、飛行機が何らかの事情で、18.5 km離れた地点で、

かなり低い高度になってしまっても、問題なく誘導してもらえるように、すなわち、少々異常な高さになったとしても、ILSがきちんと働いてくれるような電波の強さに設定されているというふうな感じで理解してよろしいのでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。そのとおりでございます。ありがとうございます。

○吉田会長 はい。どうもありがとうございました。

ほかの委員の先生方から、御質問等、いかがでしょうか。

林委員、長田委員、日比野委員からはいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

○長田委員 長田からはございません。

○吉田会長 はい。ありがとうございます。

○林委員 林からもございません。ありがとうございます。

○吉田会長 はい。承知しました。

○日比野委員 日比野ですけど。この基準の変更に伴って、航空会社の負担とか安全性の問題もないということでございますので、特段の異論はございません。

○吉田会長 はい。ありがとうございました。

兼松代理からも追加の質問等はよろしいでしょうか。

○兼松会長代理 はい。特にございません。

○吉田会長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、ほかに特に御意見等ないようですので、諮問第29号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。念のために、改めて皆様に確認させてください。

林委員はいかがでしょうか。

○林委員 賛同いたします。

○吉田会長 はい。

長田委員はいかがでしょうか。

○長田委員 はい。賛成いたします。

○吉田会長 はい。

兼松代理はいかがでしょうか。

○兼松会長代理 はい。結構でございます。

○吉田会長 はい。

日比野委員はいかがでしょうか。

○日比野委員 はい。結構です。

○吉田会長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、そのように決することといたします。どうも、皆様、ありがとうございました。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 どうもありがとうございました。失礼いたします。

○吉田会長 はい。どうもありがとうございました。

② 電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案（1.9GHz帯デジタルコードレス電話の高度化）

（諮問第30号）

○吉田会長 それでは、続きまして、諮問第30号「電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案（1.9GHz帯デジタルコードレス電話の高度化）」につきまして、翁長移動通信課長から御説明をお願いいたします。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。移動通信課の翁長でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

諮問第30号説明資料、1ページ目を御覧いただければと思います。1.9GHz帯のデジタルコードレス電話の高度化でございます。

1項、諮問の概要を御覧いただければと存じます。

1.9GHz帯のデジタルコードレス電話につきましては、2017年にTD-LTE方式の制度化を実施したところでございます。一方、記載のとおり、5MHz幅のシステムの周波数につきましては、1つのキャリアしかないということから、複数波運用による可用性の確保等々から使用可能な周波数の拡張というものが求められているところでございます。

今後、自営PHS方式の置き換えや、ローカル5Gのアンカーとしての活用も期待されているところでございまして、情報通信審議会のほうで技術的条件につきまして御審議いただき、本年5月に一部答申を受けたところでございます。この関係で関係規定の整備を行いたいと考えているものでございます。

2項、改正の概要を御覧ください。

(1)でございますけれども、まず、電波法施行規則につきましては、免許を要しない無線局の条件に、これらの新たな周波数の追加をさせていただきたいと考えております。

次に、技術基準適合証明等の未取得機器を用いた実験等の特例制度の条件に、この新たな周波数とDECT方式のデジタルコードレス電話の周波数を追加したいと考えてございます。

(2) 無線設備規則でございますけれども、無線設備の技術基準の追加、また、DECT方式のデジタルコードレス電話の子機間通信の要件の緩和について整備をしたいというものでございます。

2ページ目をご覧ください。

3項の施行期日でございますけれども、答申を頂けましたら、速やかに改正

をいたしたいと考えております。

4項、意見募集の結果でございますけれども、9月30日まで、いわゆるパブリックコメントを実施いたしました。意見提出は4件ございましたけれども、いずれも反対意見はございませんことを御報告を申し上げます。

概要について、引き続き3ページ目を御覧いただければと存じます。

検討の背景は先ほど御説明をしたとおりでございます。下のほうの図を御覧ください。1,893.5から1,906.1MHzのところは自営のPHS方式とDECT方式、また、先ほど1チャンネルしか5MHzのシステムはないと申し上げましたけれども、そのような状況のところ、両側、下側と上側に周波数の拡張を検討してきたものでございます。

4ページ目を御覧いただければと思います。

まずユースケースの①としましては、自営PHS方式の置き換え需要への対応というものがございます。

自営のPHS方式は、御承知のようにオフィスや病院等で使われているところでございますけれども、新たにデータ通信等も容易になりますので、TD-LTE方式への置き換えのニーズというのが求められてございます。

また、記載のとおり、TD-LTE方式はSIM認証が可能になりますので、セキュリティを重視しているところ、またISMバンドを利用している医療機器への電波干渉に対する期待からも、病院、交通機関、インフラのところから御要望を頂いているところでございます。

ユースケースの②でございますけれども、これはローカル5G。後ほど諮問の31号のほうでも御説明申し上げますけれども、現在、ローカル5Gは免許の申請等をいただいております、本免許も出している状況です。ローカル5Gの場合は、これまで、4Gの基地局を利用して、アンカーと呼んでおります制御信号のやり取りに4Gが必要ですが、今回、このTD-LTE方式

を1.9GHzに認めることによりまして、ローカル5Gのアンカーとして、この親機を利用いただくという形で利便性が高まると考えてございます。

次に機器開発の状況でございますけれども、本年2月の現在で、38社、100機種が技術基準適合証明書を取得しており、フォーラムによる実証実験も進んでおります。今後もいろいろな機器が出てくるものと考えてございます。

5ページ目を御覧ください。先ほど情報通信審議会のほうで議論を重ねてきたと申しあげましたけれども、議論の過程の中で、公衆PHSサービスが令和5年3月末をもって終了するという発表がございましたので、この周波数帯について、新たな電波利用のニーズの可能性について募集をしまして、その結果を踏まえて、TD-LTE方式の検討を進めることが適当と判断をしております。

その内容を記載しておりますけれども、いわゆる高度化DECT方式を含むDECT方式の周波数拡張について提案がなされましたので、この提案も踏まえた検討を行ったところでございます。

6ページ目をご覧ください。

具体的な共用検討の結果について、記載をしております。①から⑤まで記載をしておりますけれども、①の既存の、「F0」と呼んでおります既に割り当てている1チャンネルがございまして、ここを中心にキャリアを追加する配置の検討を行いました。

②でございまして、既存のDECT方式、また自営PHS方式の運用を考慮いたしまして、自営帯域の中には行わないというのが結論の1つでございます。

③でございまして、令和5年3月までは公衆PHSが運用されておりますので、これへの保護を踏まえまして、公衆PHS帯域の上側と下側に1キャリアずつ追加、つまり1つずつに追加をとどめるという結論を出してござい

ます。

④でございますけれども、下のほうにつきましては、既存の携帯電話端末の利用を考慮いたしまして、周波数的に少し離していると。また、上のほうにつきましては、公衆PHSの制御信号のところがございますので、そこから少し離しているという結論になってございます。

先ほど1つずつに追加をとどめると申し上げましたけれども、⑤に書いてございますように、今後の動向を踏まえて、さらなる追加については継続検討という形をさせていただいております。

7ページ目を御覧ください。技術的条件に関する検討の2つ目でございますけれども、筐体要件の緩和というものを、今回、制度化しようと考えております。

現在、コードレス電話の親機につきましては、容易に改造できないように、筐体を容易に開けることかできないような構造とするという要件が付されております。

一方、LTEの基地局につきましては、無線局の高周波部と変調部を分離した構成になっている装置もございますので、これに対応するために分離した構造も認めるということを考えてございます。

ただし、分離の範囲は、同一の構内のみに限定とさせていただきたいと考えております。

2点目、船舶、航空機及び列車における利用というところでございますけれども、現在は空間的すみ分けという前提に立っておりますので、同一構内での運用を原則としているところでございます。

一方、自営のPHSが利用されているケースもある船舶の中や航空機、列車等において、今後、TD-LTE方式の導入も期待されていることより、今般、船舶、航空機、列車も同一構内と同等のエリアとして利用を認めることとした

いと思っております。

また、先ほど申し上げましたように、ローカル5Gのアンカーとしての利用も可能になるようにしたいと考えてございます。

8ページ目を御覧いただければと存じます。これが新たな技術的条件を示した表でございます。詳細の説明は省略させていただきますが、一番上の行のところでございますように、これまでは主として同一の構内であったところに、「又はそれに準ずる場所（列車内、船舶、航空機等）」ということに記載をしております。

キャリア周波数ですけれども、両側の2つの周波数を追加いたしまして、計3チャンネルとさせていただきたいと考えております。

9ページ目をご覧ください。

その他の規定整備ということで、まず技術基準適合証明等の関係でございます。DECT方式について、業界団体等から追加要望がございました。我が国で技術基準があること、また規格名称が明らかになっているということから、今回追加するTD-LTE方式の2つのキャリアとともに、DECT方式のデジタルコードレス電話についても柔軟な試験が可能になるように、特例制度に追加をしたいと考えているものでございます。

次に、DECT方式の要件の緩和と子機間通信の要件の緩和でございます。記載のとおり、現在、DECT方式のデジタルコードレス電話につきましては、F1とF2の周波数が子機間通信で使用されていますが、TD-LTE方式と近接している場合には、TD-LTE方式の追加キャリアに近いF1をF2に切り替えて通話品質を維持するということが想定されます。このため子機間通信の周波数の増加について御要望がございました。さらに通話時間の制限緩和についても要望が出されているところでございます。これらにつきましても検討を進めた結果、DECT方式のキャリア内の変更でございますし、TD-L

T E方式や自営P H Sの影響はない、もしくは軽微ということでございますので、4キャリアを増やす。つまりF 5とF 6も増やして、通話時間についての制限も緩和したいと考えているものでございます。

10ページ目は省令改正の概要でございます。これは先ほど御説明申し上げたものでございます。

11ページ目につきましては、改正の告示案を、御参考としてつけさせていただきますところでございます。

12ページ目は意見募集の結果でございます。4件のご意見があり、反対のご意見はなかったと考えております。

説明は以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○吉田会長 はい。どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から何か御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○兼松会長代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。お願いいたします。

○兼松会長代理 はい。兼松でございますが、聞こえますでしょうか。

○事務局 大丈夫です。聞こえております。

○兼松会長代理 申し訳ございません。ちょっとビデオ出ないんで、申し訳ございません。

デジタルコードレスは、従来、自営P H SとD E C Tがあったというふうに思っておりますが、自営P H Sのほうは主に事業所用ということで、D E C Tのほうは家庭回りのいろんな機器に使われているという大まかなくくりがなされていたと思います。今般、P H Sがなくなっていくということで、自営P H Sに置き換わるものとしてT D - L T Eを導入していくというような流れなのかなと思いますけれども、これはT D - L T EとD E C Tというのは、やっぱ

りそれぞれ特徴が違うので、すみ分けていくというか、用途がやっぱり分かれていくものであって、一緒になるというか、統一するというようなことはないということになるのでしょうか。

○翁長移動通信課長 はい。ありがとうございます。

先生御指摘のように、それぞれ用途に応じたシステムになっているものと考えておりますので、どちらか一方に収れん化して、どちらか一方がなくなるというようなことはなく、この周波数帯ではD E C T方式とT D - L T E方式は2つは残っていくものと理解しております。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

私は以上でございます。

○吉田会長 はい。

ほかの委員の先生方からはいかがでしょうか。

○日比野委員 すいません。日比野ですけれども。

○吉田会長 はい。お願いいたします。

○日比野委員 御説明ありがとうございました。

聞くところでは、自営のPHSというのは、かなりの部分が病院などの医療施設に納入されているということです。そういう意味では、デジタルデータを活用した業務効率化が欠かせない、喫緊の課題になっている病院の現場など、必要な施設に速やかに導入がされるように、大いに期待をしたいと思います。

以上、意見でございます。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。

○吉田会長 はい。どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。林委員と長田委員からはいかがでしょうか。

○長田委員 長田です。私からは特にございません。

○吉田会長 はい。

○林委員 私もチャットに書きましたようにございません。

○吉田会長 すみません。画面上のチャットを確認しておりませんでした。

それでは、ちょっと私のほうからも、コメントというか、意見を言わせていただければと思います。

3 ページの検討背景にもあります通り、この高度化により広く普及している携帯電話端末がコードレスの子機として使用可能になる、すなわち、外では携帯電話として使っている端末が、病院等、施設の中へ入れば、コードレス電話としても使えるようになるということで、これは非常に便利になるんだなと感じました。こういう端末が、これからどんどん普及してもらえると非常にうれしいなと思いました。

また、4 ページの下の機器開発の状況等の欄に、かなりたくさんの機種、すなわち今年の2月現在で38社、100機種が対応を始めていると書かれておりまして、かなり準備が順調に進んでいるということだったんですけど、そういたしますと、最初の御質問等でD E C TとT D - L T Eのコードレスのお話がありましたけど、今後はコードレスと携帯と両方に使えるということで、T D - L T E方式の高度化デジタルコードレスが、どちらかといえば主流になっていくのでしょうか。その辺りはいかがなんでしょうか。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。

先ほども御質問いただきましたが、D E C T方式はD E C T方式で特徴がございますので、それぞれ用途に応じて用いられていくと考えております。また、先ほど高度化D E C Tというのも申し上げましたけれども、D E C T方式につきましても、ヨーロッパでは高度化の標準化が進められていると聞いておりますので、どちらかが主流になるというよりは、どちらも特徴を生かして残っていくものと思っております。

また一方で、個人的な意見ですけれども、病院等で使われているP H Sにつ

きましては、公衆PHSが、令和5年で終了いたしますので、だんだん機械が作られていかなくなると思います。その部分の置き換えという意味では、TD-LTE方式のほうに移行していくのかなと考えております。

○吉田会長 はい。ありがとうございました。

DECT方式というと、かなり昔から存在しており、非常に長い間使われてきたシステムですが、今回、高度化されて、さらに使いやすくなるということで、今後とも引き続き利用されていくであろうということで理解いたしました。

ただ、先ほど周波数につきまして、6ページのところで、TD-LTEにつきましては新しい周波数を両側に追加される一方、DECTでは子機間通信の周波数を新たに認めていただけるということでしたが、この子機間通信の周波数というのは、既に割り当てられている周波数の中でという話だったんですよ。したがって、DECTについては、現在、割当て済みの周波数の中で、より使いやすくなっていくということで、そういう形で、今後、両者がともに使われていくであろうという理解でよろしかったでしょうか。

○翁長移動通信課長 はい。ありがとうございます。吉田先生、御指摘のとおりでございます。

DECTについて1つだけ補足をさせていただきますと、「高度化DECT」につきまして、ヨーロッパで標準化が進められておりますので、この方式がヨーロッパで固まりましたら、我々のほうにも、その要望が上がってくると思っておりますので、高度化DECTにつきましては、それが出来次第、我々のほうでも、また審議を再開をして、この周波数の中でどのように入れていくか、共用条件等の検討を進めることになろうかと考えております。

○吉田会長 はい。どうもありがとうございました。

委員の先生方から追加の御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にございませんようでしたら、諮問第30号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

改めて、念のため各委員の先生方の意向を確認させてください。

林委員はいかがでしょう。

○林委員 賛同いたします。

○吉田会長 はい。ありがとうございます。

長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 はい。私も賛同いたします。

○吉田会長 はい。

兼松会長代理はいかがでしょう。

○兼松会長代理 はい。結構でございます。

○吉田会長 はい。

日比野委員はいかがでしょう。

○日比野委員 私も結構です。

○吉田会長 はい。ありがとうございました。それでは、そのように決することといたします。皆様、どうもありがとうございました。

○翁長移動通信課長 どうもありがとうございました。

③ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（ローカル5Gの周波数拡張等に伴う制度整備）

（諮問第31号）

○吉田会長 それでは、引き続きまして、諮問第31号になりますが、「電波法施行規則等の一部を改正する省令案（ローカル5Gの周波数拡張等に伴う制度整備）」につきまして、翁長移動通信課長から御説明をお願いいたします。

○翁長移動通信課長 引き続き、よろしくをお願いいたします。

それでは、諮問31号の説明資料を御覧いただければと存じます。

まず1ページ目、1項、諮問の概要でございますけれども、ローカル5Gにつきましては、昨年12月に28.2～28.3GHzの周波数帯を先行して制度整備を実施したところでございます。後ほど申し上げますけれども、この制度整備の結果、既に20社近くの免許申請が出てきているところでございます。

今般、このローカル5Gの使用周波数の拡張等をしたいと考えてございます。4.6～4.9GHz、28.3～29.1GHzの使用周波数の拡張と、非同期運用の実現に向けて、情報通信審議会のほうで御議論いただきました結果、本年7月に一部答申を頂いたところでございます。本件につきましては、この一部答申を踏まえて、必要な規定の整備を行いたいと考えているものでございます。

2項、改正概要を御覧ください。

特定無線局の無線設備の対象といたしまして、4.7GHz帯を追加したいと考えております。

この4.7GHz帯の場合は、公共業務用で無線局が運用する予定がござい
ます。そのため地域によっては使えないところがあるということで、設置できない地域の規定というのも整備を行いたいと思っております。

次に、無線局事項書の様式の中にフレーム構成を追記をするという追加をしたいと考えております。これが先ほど申し上げました非同期運用になりますけれども、これについては後ほど御説明を詳細に申し上げます。

また、ローカル5Gの無線設備の規定の整備ということで、増やした周波数について、それぞれ整備を行います。

最後に先ほど1.9GHz帯デジタルコードレス電話のTD-LTE方式をお認めいただきましたけれども、これをローカル5Gのアンカーとして利用できるように、キャリアアグリゲーション技術の規定の追加も併せて行いたいと

考えているものでございます。

ページをおめくりいただければと存じます。

2 ページ目でございますけれども、3 項、施行期日につきましては、答申を頂きましたら、速やかに関係省令の改正を進めたいと考えているものでございます。

4 項は、意見募集の結果でございます。意見募集につきましては、今年の9 月23 日までパブリックコメントを行いましたけれども、56 件ございました。その他、1 件は無関係というものもございましたけれども、これらについても、また後ほど御説明申し上げます。

3 ページ目を御覧ください。

ローカルの5 G の概要につきましては、簡単に御説明申し上げますけれども、下のほうの図にありますように、建機の遠隔制御ですとか、スマートファクトリー化を行うため工場の中に入れるですとか、農場ですとか、電気通信事業者がサービスをする5 G ではなく、使いたい人が自ら免許を取って使っていくというものに周波数を割り当てるものでございます。

ページをおめくりいただければと思います。4 ページ目でございます。

先ほど昨年12 月に制度整備を行って、既に免許申請があると御説明申し上げましたけれども、現在、4 ページ目の表にございますように、19 者から申請を受けているものでございまして、本免許は12 者、予備免許は3 者の方々に出しているものでございます。

5 ページ目を御覧いただければと思います。

先ほど「周波数の拡張」という言い方を申し上げましたけれども、それを図にしたものが、この図になっておりまして、4.5 GHz 帯のところは4.6 から4.9 GHz に、2.8 GHz 帯のところは、既に割り当てている2.8.2 から2.8.3 GHz の上の方になりますけれども、2.8.3 から2.9.1 GHz に

ついて、今回、使用周波数を広げたいというふうに思っております。

上の箱に記載させていただいておりますけれども、本日、御答申をもし頂けましたら、本年12月に制度化を目指して準備を進めてまいりたいと考えてございます。

次のページをおめくりください。6ページ目でございます。

これが先ほどローカル5Gの4G基地局のアンカーとしての利用ということを申し上げましたけれども、下の図にございますように、現在、5Gをやろうとすると、機器の開発の関係もございまして、ノンスタンドアローン(NSA)が主流でございます。これをやるためには、左側の図にありますように、制御信号等々は4Gの基地局から電波を引く必要がございます。これにつきましても、昨年12月に2.5GHz帯の自営のBWAも使えるようにということで制度をつくりました。今般、先ほど御答申を頂いた1.9GHz帯デジタルコードレス電話のTD-LTE方式をローカル5Gの制御に使う4Gの基地局として利用可能とすることを考えておりますので、このためのキャリアアグリゲーションの対象としての制度整備を行いたいと考えているものでございます。

ページをおめくりください。7ページ目でございます。

これも先ほど周波数の御説明を申し上げましたけれども、まず4.6から4.8GHzにつきましては公共業務用無線局と共用する必要がございますので、屋内利用に限定され、さらに、一部の市区町村においては設置ができないという場所もございます。これらについて、また制度整備のところ記載をしていきたいと思っております。

上のほうの4.8から4.9GHzは、基本的に屋外でも利用できるものでございますけれども、一部の市区町村におきましては、空中線電力等々に使用条件が必要になるものもございます。

下のほう、2.8GHz帯のところでございますけれども、2.8.3から2.8.

4.5 GHzにつきましては屋外でも屋内でも利用可能でございます。一方、28.45から29.1 GHzにつきましては、衛星側との共用の関係もございまして、屋内利用を基本とさせていただきたいと考えてございます。

下のほうに5Gシステム同士の共用条件を書いております。基本的に近接するローカル5G同士は免許申請時にエリア調整を実施することで共用を図りたいと思っております。

また、準同期TDDを含む非同期方式の導入を図りたいと思っております。これについては、また次のページで御説明を申し上げます。

8ページ目を御覧ください。現時点では5GにつきましてはTDDシステムでございますので、基本的には無線フレームのスタートですとか、ダウンリンクのスロット、アップリンクのスロットというのは、左のほうにありますように、基本的には同じタイミングで運用されてございます。これを「同期運用」と呼んでございます。一方で、「非同期運用」というのが右側のほうに2つございます。1つ目の非同期運用の仕組みというのは、まず無線フレームのスタートを変えるというものでございますけれども、これをやると、周波数調整がかなり難しくなってしまうので、今回は下のほう、赤枠で囲っておりますTDDの切替えパターンが不一致、つまり無線フレームのスタート等は一緒にしますけれども、一方で、電気通信事業者がやっている5Gがダウンリンクに使っているところを、アップリンクで使うことで周波数調整の簡素化を導入する制度整備をしたいと思っております。これは基本的に電気通信事業者が行うサービスは、動画を見るとか、そういった用途に対応するため、基地局からの下りの通信が多いという前提で、ダウンリンクヘビーなスロットの構成になっておりますけれども、ローカル5Gの場合は、例えば、建機に取り付けたカメラから4Kですとか8Kの映像を基地局に上げるといったことも想定されておりますので、いわゆるアップリンクヘビーにも対応できるようなスロットの構成と

いうものを実現したいと思っております。

9 ページ目を御覧ください。これを具体的に書いているものがここございまして、上の箱に書いておりますけれども、5 G の多様なユースケース、先ほど申し上げましたように、アップリンクヘビーにも対応できるような非同期運用というのを導入したいと思っております。

干渉調整の簡素化が可能な、つまり、スロットのスタートが異なると干渉調整というのはかなり難しくなりますので、この準同期 TDD を活用して干渉調整を容易にしたいと思っております。

下のほうにイメージ図がございますけれども、先ほど申し上げたとおり、電気通信事業者が行うときには、ダウンリンクのスロットのところでも、アップリンクができるようにするという形で、アップリンクの通信時間を確保するといったことを目指したいと思っております。

10 ページ目を御覧いただければと思います。

10 ページ目には省令と告示の改正の概要を書いておりますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたので、省略をさせていただきます。

11 ページ目には、ローカル 5 G の技術的条件という形で、今般、周波数帯を拡張いたしますので、その部分について、それぞれの細かな技術基準というのが定められているものでございます。ここも詳細は省略させていただければと思います。

12 ページ目につきましては、定めようとする命令等の根拠法令の条項を記載しておりますけれども、これについても、時間の関係上、説明は省略させていただければと存じます。

13 ページ目からは、パブリックコメントの提出意見でございます。56 件ございますけれども、賛同意見が多かったところでございます。例えば、No. 5 の NTT 東日本からは、今後、よりアップロード比率の高い通信パターンを

追加検討してほしいというのがございましたので、これにつきましてもローカル5Gの発展とシステムの運用状況を踏まえながら、今後の検討の課題というふうにさせていただければと考えております。

ページをおめくりいただきまして、No. 8のソフトバンクからの御意見でございますけれども、今般、ローカル5Gの周波数を拡張いたしますけれども、将来的に有効利用が図られていないと判断される場合には、全国5Gに転換するということが検討してほしいということが記載されておりますので、総務省といたしましては、電波の利用状況調査等を実施いたしまして、この点につきましても検討を進めてまいります。

次のページを御覧ください。No. 10のクアルコムジャパンとNo. 11のエリクソンから、準同期TDDについて、パブリックコメントをかけたとき以降に決まった技術事項について意見提出があり、右側のほうに必要な修正を入れているところでございます。

続きまして、No. 12のところでございますけれども、単純に5G反対というのが8件ございました。

また、次のページ、No. 13のところでございますけれども、人体に影響があるので5Gに反対ですというのが37件ございました。我々といたしましては、いずれにしても人体への影響を加味した上で制度設計をしておりますので、それに従い制度整備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○吉田会長 はい。どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から、何か御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

○林委員 林でございます。よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。お願いいたします。

○林委員 林でございます。御説明ありがとうございました。

諮問事項それ自体については、たいへん結構なことかと存じますが、これに関連して、1点、意見がございますので、申し述べたいと存じます。

4頁の「ローカル5Gの申請者及び免許人一覧」によりますと、申請者が19者出ているようでございますが、それぞれの申請者がどの地域をどのぐらいまで参入できているのか、よく分からないところがございます。また申請者によっては同じモデルで広く参入してくる可能性もあると存じますが、他社との連携やどのような形態で提供しているのかもこれだけでは不明ですので、はたして競争上の問題があるのかどうか、この4頁の情報では判断できないのではないかと、いう気が致します。確かに、ローカル5Gは基本的に先願制で自己の敷地内でサービス展開するため、他者の隣接エリアと干渉調整の場合であれば格別、そうでないかぎり、どの地域にどの程度参入したかが表に出ないとは理解しておりますが、昨年12月にローカル5Gのガイドラインが公表され、そのなかで、例えば、「業務の適正性の分析」において、「公正競争の確保との関係」といった項目もあるわけがございますので、その趣旨にかんがみますと、もう少しローカル5Gの具体的な参入状況を可視化していただいたり、競争に与える影響について多少とも判断の手がかりが得られたりできるように、差し障りのない限りで、もう少し情報公開面での工夫が必要かと思いました。よろしければ、今後ご検討いただけましたら幸いです。

以上です。

○翁長移動通信課長 御指摘ありがとうございます。

我々としては、ローカル5Gを普及させていきたいと考えておりますので、ある意味、先行している方々がロールモデルのようになって、その分野で、横展開されていくことを期待しております。その観点からも、従前からローカル5G開発実証に取り組んでおり、来年度も予算要求しておりますので、そうい

ったことは可視化をして、進めていきたいというふうに考えております。

ただ一方で、既に免許を申請されている方々の場合につきましては、その事業者のビジネス戦略もございまして、どこまで情報を広く展開していただけるかというのは、彼らと相談しながらになるかと考えているところでございます。御指摘のように、これから可視化が必要という点は承知をしておりますので、今後どのような形で各社の取り組みが公にできるかというものについて検討してまいりたいと考えております。

○林委員 ありがとうございます。よく分かりました。

なかなかバランスの問題もあって、課長がおっしゃったように、難しい側面もあるかと思えますけれども、可能な範囲で見える化をしていただければありがたいと存じます。どうもありがとうございました。

○吉田会長 はい。

ほかの委員の先生方からはいかがでしょうか。

○日比野委員 すいません。日比野ですけど、よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。お願いいたします。

○日比野委員 諮問事項にはもちろん賛成でございますけれども、国際的な比較感で、1つ質問です。ローカル5Gの普及度合いと申しますか、進捗度合いといったようなものは、海外との比較だとどういった状況なのか教えていただきたいと思えます。一般的な5Gだと、若干日本より他国が先行した部分があったと思えますが、この分野はどうなのかなという質問です。

○翁長移動通信課長 はい。ありがとうございます。

5Gにつきましては、御指摘のように、電気通信事業者のものにつきましては、若干、欧米とか中国に比べると遅れているところもあるかとは思いますが、日本も光ファイバーの面的展開が進んでおりますので、これからどんどん巻き返していくのかなと思っております。

ローカル5Gにつきましては、昨年、ドイツが制度化をしたと承知しておりますけれども、これについては、今の時点では、それほど差がないのかなというふうに思っております。

特に、アップリンクヘビーの準同期の使い方というものは、世界に先駆けて、日本が多分初めて制度化するものでございますので、新しい使い方という面では日本が先行しているかなと考えております。

○日比野委員 なるほど。分かりました。

5G投資促進税制が来年度いっぱいあったと思いますが、コロナの影響もあって、若干、設備投資が緩くなっているような状況もあったり、赤字のところはないかもしれませんが、税額控除のメリットがあまり受けられないような業者も出てくるかもしれません。そういう意味で、是非この分野で、税制も含めて政府がいろいろなサポートをすることで、世界の最先端を突っ走っていただきたいなと思います。

以上です。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。

○吉田会長 はい。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 長田ですが、よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。お願いします。

○長田委員 パブリックコメントの中に、先ほど御紹介をいただいた電波の有効な利用を考えながら、全国5Gへの展開もというような御意見があったというふうに承知しておりますけれども、今回御説明いただいた屋内限定とか、使えない市町村があるというような、その電波が、全国5Gとして展開することは可能ということなんでしょうか。すいません。ちょっと電波のことがよく分かっていないのかもしれないので、それを教えていただければと思います。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。

御指摘のように、幾つか条件を付しておりますので、全国5Gでも、そのような使い方が前提になろうかと思えます。

もし仮に、ローカル5Gの周波数を全国5Gでも使えるように今後検討すべしということで、情報通信審議会のほうで議論を始めたときには、御指摘の点が、まさに議論のホットイシューになるのかなと思っておりまして、それを踏まえた上でも、やはり全国5Gとしてやりたいという声が大いなのか、こういう条件であれば、ローカル5Gのままで結構ですというふうになるのかは、今の時点では何とも言えませんけれども、屋内限定とか、使えない市町村もあるとか、そういったかなり厳しい条件があるのは事実でございます。

○長田委員 分かりました。ありがとうございます。

むしろ、ローカル5Gとして十分に活用されるということが大切なんだなというふうに思います。ありがとうございます。

○吉田会長 はい。ありがとうございました。

兼松会長代理からは、いかがでしょうか。

○兼松会長代理 はい。よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。どうぞ。

○兼松会長代理 今回、全国5Gの展開に、まだまだ時間がかかるので、言わば先行といいますか、早く自分の敷地内で使いたいというところはローカル5Gでどんどん使っていただくということが1つあるかと思うんですけれども、他方、今回、ローカル5Gのほうに使っていいよとなった周波数帯は、携帯の周波数と挟まれていたり、並んでいたりというようなことがございまして、ソフトバンクさんのパブリックコメントにもございましたけれども、ローカル5Gとして、ちゃんと使ってないんだったら、行く行くは全国5Gのほうでも使いたいというような要望があるかと思うんですけれども、その辺は今後の使用

状況を見て、また、さらに周波数の割り振りを調整していくということになるのでしょうか。

○翁長移動通信課長 御指摘ありがとうございます。

ローカル5Gだけでなく、周波数全体に対して、随時、周波数の有効利用の状況を調査してございます。その調査結果を踏まえて、周波数の割当ての見直しも随時検討しておりますので、そういった中で、御指摘のように、ローカル5Gの利用の動向の調査は随時させていただきますので、その動向を見ながら、今後については、また検討していきたいというふうに考えております。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

それで、ローカル5Gについても、電波の利用状況の調査を、おっしゃるように随時やっていくことになるかと思うんですけども、ローカル5Gならではの特徴といいますか、非常にプライベートのプロパティの中で使うという形になりますので、今までの電波の利用状況の調査の方法と何かちょっと違った点を考えているのか、それとも、まだそれは今から考えるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。

確かに全国規模で使うものではなく、エリア限定で使うものになりますので、これまでのような調査のやり方でいいのか、ローカル5G用に考え方の整理をして、調査のやり方を変えるかというのは、これから検討が必要だと認識をしております。

○兼松会長代理 ありがとうございます。了解いたしました。

○吉田会長 はい。それでは、吉田からも少しコメントさせていただきます。

昨年12月に制度化された28GHz帯を使ったローカル5Gにつきましては、今後どのようになっていくか心配しておりましたが、先ほど4ページのところでも御説明いただきましたとおり、19者から申請があつて、本免許が既

に12者に付与されたということで、かなり順調に使っていただいているんだなと思って、安心いたしました。

今回、28GHz帯の周波数の追加並びに、ある意味、本命というんでしょうか、より使いやすい4.7GHz帯の周波数も追加していただけるということで、このローカル5Gが、これからさらに大きく発展、伸びることを期待しております。

とりわけ先ほども説明ございましたが、従来の全国キャリアの5Gでは、ダウンリンクヘビーといいますか、ダウンリンクの比重が非常に高いわけですがけれども、今回、先ほど翁長課長からも御説明ございましたとおり、アップリンクヘビー、すなわち、全国5Gと差別化する大きな特徴として、アップリンクの比率をかなり大きくできる準同期TDDが可能になるということで、この点は皆さん期待が非常に大きいように感じましたので、これからこの方式が大いに伸びていくことを期待しております。

それから、ちょっと細かな点ですがけれども、7ページのところで御説明いただきました周波数配置のところ、1点御質問をしたいんですけれども。

4.5GHz帯では、今回、屋内かつ地域限定が200MHzと、屋外で使える周波数が100MHz割り当てられる一方、28GHz帯では、既に昨年12月に割り当て済みの100MHzに加えて、屋外/屋内用が150MHz、そして屋内利用を基本とする周波数が650MHz追加割り当てされると理解いたしました。この28GHz帯の屋外/屋内用周波数は、既に割り当て済みの100MHzプラス150MHzということで、トータル250MHzになるわけですがけれども、割当ての単位が、例えば、100MHzと想定しますと、50MHzの半端な周波数が残ってきます。この辺り、割当ての周波数単位というのは必ずしも100MHz幅ではなくて、もう少し細かな周波数単位で割り当てられるんでしたでしょうか。その辺り、すみませんけれども、教えてい

ただければと思います。よろしく願いいたします。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。

御指摘のように、100MHz単位というのが基本かもしれませんが、基準上、50MHz単位もありますので、そういったところで使っていただくと考えております。

○吉田会長 はい。分かりました。ありがとうございます。

ほかの委員の先生方から、何か追加で御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第31号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。また、お一人ずつ確認させてください。

林委員はいかがでしょう。

○林委員 賛同いたします。

○吉田会長 はい。

長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 はい。賛成です。

○吉田会長 兼松会長代理はいかがでしょう。

○兼松会長代理 はい。結構でございます。

○吉田会長 はい。

日比野委員はいかがでしょう。

○日比野委員 結構です。

○吉田会長 はい。それでは、そのように決することといたします。皆様、どうもありがとうございます。

○翁長移動通信課長 どうもありがとうございました。

○吉田会長 はい。ありがとうございました。

④ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（L帯を用いた船舶及び航空機への安全通信システムの導入）

（諮問第32号）

○吉田会長 それでは、続きまして、諮問第32号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案（L帯を用いた船舶及び航空機への安全通信システムの導入）」につきまして、片桐基幹・衛星移動通信課長から御説明をお願いいたします。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。基幹・衛星移動通信課、片桐でございます。諮問第32号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案に基づきまして御説明させていただきます。

まず、4ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらにございますように、L帯、1.6GHz帯になりますが、こちらを利用した非静止衛星システムであるイリジウムシステムは、既に国内でもサービス提供が行われておりますけれども、当該システムの船舶及び航空機の安全通信への利用が計画されているところです。

当該システムは、国際海事機関（IMO）及び国際民間航空機関（ICAO）におきまして、船舶の遭難・安全通信及び航空機の安全運航、正常運航に関する通信を行うものとして、それぞれ承認されております。また、世界無線通信会議（WRC）におきましても、利用周波数が特定されております。これらを受けまして、我が国としても船舶及び航空機の安全通信等への当該システムの導入が可能となるように制度整備を行いたいと思います。

5ページ目を御覧ください。

こちらの船舶でございますが、船舶の遭難通信等を行うGMDSS、これは全世界共通の海洋遭難安全システムでございますが、こちらは中波・短波通信のほかに衛星通信が活用されておまして、現在はインマルサットのシステム

が活用されております。

イリジウムシステムは、国際海事機関（IMO）において、GMDSS用の衛星通信システムとして認定されていまして、今般、2019年の世界無線通信会議（WRC-19）において、その周波数が特定されております。こちらを踏まえまして、今般の制度改正を行うことで、イリジウムシステムについてもインマルサットシステムと同様に衛星通信を活用して船舶の遭難通信等を行う船舶地球局の設備としての利用が可能となります。

続いて6ページ目、航空機のほうでございますが、資料の6ページ目を御覧ください。

航空機の洋上管制につきましては、短波通信のほかに、やはりインマルサットの衛星通信、それから国土交通省が運用するMTSATのほうが運用されておりました。イリジウムシステムは民間航空機関（ICAO）において、航空機用の衛星通信システムとして承認されておまして、今般の制度改正を行うことで、航空機の安全運航、また正常運航に関する通信を行う航空機地球局の設備としての利用が可能となります。

また、MTSATが令和元年度末をもちましてサービスを終了したことから、関連する規定の見直しも併せて行いたいと思います。

7ページ目に参ります。こちらが今般の省令改正案の概要でございますけれども、今般の省令改正におきましては、イリジウムシステムを船舶地球局及び航空機地球局として導入するため、こちらにございます電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線局運用規則、無線設備規則、無線機器型式検定規則の5つの省令を改正予定でございます。そのうち施行規則、運用規則、設備規則については必要的諮問事項ないしは必要的諮問事項を含むものとなっております。

主な改正点を申し上げますと、まず1番目の電波法施行規則の関係ですと、

義務船舶局というのがございまして、こちらは遠洋航海などを行う船舶安全法第4条において、船舶の安全のために設置が義務づけられている無線局でございしますが、こちらの無線設備にイリジウムシステムを追加する。それから、船舶無線従事者証明を受けている無線従事者による操作が必要な義務船舶局の無線設備に当該システムを追加するといったことを予定してございます。

続いて、1つ丸飛びまして、無線局運用規則の関係ですが、こちらは当該イリジウムシステムを機能試験が必要な義務船舶局等の無線設備に追加しているほか、当該システムを船舶や航空機の遭難・安全通信に使用するための聴守対象に追加しているということでございます。

それから、次の4つ目の丸ですが、無線設備規則の改正でございますが、イリジウムシステムを船舶地球局及び航空機地球局の無線設備として追加することを想定しております。

以上が必要的諮問事項に係る改正部分でございますが、これに加えまして、無線局免許手続規則及び無線機器型式検定規則の改正がございまして、無線局免許手続規則のほうでは、無線局の免許申請様式の見直しを行います。あわせて無線機器型式検定規則では、型式検定対象への機器の追加を行っているところでございます。

続きまして、8ページから12ページにおきましては、今般、省令と併せて改正が必要となります告示25本につきまして掲載してございます。用語の統一等があった関係で、かなり多くの数になってしまっております。

13ページにおきましては、こちらのパブコメの結果でございまして、本年8月20日から9月18日までの期間で、今般の省令改正等に関する意見募集を行いましたところ、1件の意見の提出がございましたけれども、手続を踏まえた修正のほうはございませんでした。

以下、14ページ以降につきましては、参照条文、諮問書、改正省令案とな

っております。今回の答申を頂いた場合には、速やかに省令改正を行いまし
て、施行させていただくことを予定しております。

以上、御説明となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○吉田会長 はい。どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様方のほうから、何か
御質問、御意見等ございましたら、お願いたします。いかがでしょうか。

○兼松会長代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。どうぞ、お願いたします。

○兼松会長代理 兼松でございます。御説明どうもありがとうございます。

今般、従来は静止衛星であるインマルサットを使っていたところ、飛行機も
船も非静止衛星であるイリジウムを導入していくということでございますけれ
ども、非静止衛星ですので、静止衛星に比べましてカバーエリアが広いとい
いますか、より電波が非常に届きやすくなっていくというところがあるのかと思
います。そうしますと、今後、全面的にイリジウムに移行していくのか、それ
とも、やはり何かインマルサットはインマルサットでいい点があつて、並行し
て使っていくということになるのでしょうか。その点、教えていただければと
思います。よろしくお願いたします。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。ありがとうございます。

先生御指摘のとおり、静止衛星と非静止衛星によるサービスというものの違
う、異なるタイプの2つのサービスが導入されているわけでございますが、イ
リジウム衛星につきましては、まず、大きく静止衛星と非静止衛星で違うのは、
1つは、非静止衛星のほうが地球から低い高度を飛んでいますので、遅延が非
常に少ないということと、それから地球全域を回っておりますので、極域など
のカバーがしやすいといった点がございます。

ただ一方で、今回、イリジウムシステムを入れればインマルサットは不要に

なるのかといいますと、そういうことではございませんで、やはりそれぞれの、これまで既にインマルサットの衛星の設備を積んでいる船などもございますので、どちらか1つということではなくて、やはり選択肢が増えたということで、船舶や航空機がどちらかを選んで使うことができるというようなことだと推察いたしております。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

そういたしますと、別にインマルサットとイリジウムで両方使わなきゃいかんということではなく、それぞれの必要に応じて、インマルサットのままでいいし、イリジウムを入れてもいいということになるわけですね。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。おっしゃるとおりでございます。なので、両方のいいところ取りをしていただければということでございます。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

あと、MTSATはもう既に停止してしまったということですが、この分は、別に何かで代替する必要はなく、今のインマルサットなりイリジウムなりで用が足りるという考えでよろしいのでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。ありがとうございます。

MTSATにつきましては、当初より国土交通省のほうで定められた業務というものがあつたんですが、こちらのほう、滞りなく終了したということで、今般、終了しましたということでございますので、何がしかの不具合や影響といったものは特にございません。

○兼松会長代理 ありがとうございます。了解いたしました。

○吉田会長 はい。ありがとうございました。

ただいまの兼松会長代理からの御質問に関連いたしまして、このインマルサット衛星とイリジウム衛星の比較なんですけれども、ざっとしたところ、性能、特にスピードとか、あるいはコスト、価格ですね、こういったものは、この両

者を大ざっぱに比較して、どんな感じなんでしょうか。新しいほうが、やっぱり高速になるとか、それに伴って価格も高くなるとか、何かそんな傾向はあるんでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。ありがとうございます。

両衛星の比較ということはございますが、先ほど申し上げました遅延の多寡とか極域のカバー等ございますし、あとはスピードといったところになりますと、今ちょうど、先般、9月に諮問させていただいたようなイリジウムの高速化というお話もございますので、従来のサービスでいきますと、大体、インマルサットのほうが500Kbpsぐらいの通信が可能だということで、若干、イリジウムの旧システムよりは上回っておりますけれども、イリジウムのCerrtusという新しいシステムが出ますと、これは1.4Mbpsまでサービスが行きます。料金のほうにつきましては厳密な比較というものはしておりませんが、それぞれ特徴を持っているということになります。

以上です。

○吉田会長 はい。どうもありがとうございました。

ほかの委員の先生方から御質問、御意見等ございますでしょうか。林委員とか長田委員、あるいは日比野委員のほうからいかがでしょうか。

○兼松会長代理 チャットでは、皆さん、御意見ないというふうに出ているようです。

○吉田会長 すみません。見落としておりました。失礼いたしました。

それでは、特に皆様、追加の御意見等ないようでしたら、諮問第32号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。お一人ずつ確認させてください。

まず、林委員はいかがでしょうか。

○林委員 賛同いたします。

○吉田会長 はい。ありがとうございます。

長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 はい。私も賛同いたします。

○吉田会長 はい。

兼松会長代理はいかがでしょう。

○兼松会長代理 はい。結構でございます。

○吉田会長 はい。

日比野委員はいかがでしょう。

○日比野委員 はい。結構です。

○吉田会長 はい。ありがとうございました。それでは、そのように決することといたします。皆様、どうもありがとうございました。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございました。

○吉田会長 はい。ありがとうございました。

⑤ 周波数割当計画の作成案等

(諮問第33号)

○吉田会長 それでは、引き続きまして、諮問第33号「周波数割当計画の作成案等」につきまして、布施田電波政策課長から御説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 はい。電波政策課の布施田でございます。それでは、諮問第33号「周波数割当計画の作成案等」について御説明させていただきます。

資料は説明資料と、もう一つ、参考資料がございます。参考資料が周波数割当計画改正の案そのものの新旧対照表となっておりますが、説明資料のほうで御紹介させていただきます。

まず、資料の1ページを御覧いただきまして、諮問の概要でございますが、3つの制度整備に係る周波数割当計画の一部変更、新たに作成を行うものでございます。

主な変更点といたしましては、先ほど御説明のありました1.9GHz帯デジタルコードレス電話の無線局の周波数の追加に伴う変更、2点目といたしまして、ローカル5Gの周波数拡張に伴う変更、3点目といたしましては、昨年10月に開催されましたWRC-19による無線通信規則が改定されてございますが、その無線通信規則が来年1月1日に発効されることとなりますので、それに対応して、新たに周波数割当計画を策定するものでございます。

なお、このWRC-19に係る変更のところに、先ほど御説明のありましたイリジウムに係る変更も含まれてございます。

以降、御説明させていただきますが、4ページを御覧ください。1の諮問の概要は、先ほどお話ししたとおりでございます。

2の作成等の概要でございますが、まず、1.9GHz帯デジタルコードレス電話の高度化に関しましては、新たなTD-LTE方式の周波数を2波追加することとなります。

別表8-6、デジタルコードレス電話の無線局の周波数表がございまして、そこに赤字にございます2つの周波数を追加するものでございます。

めくっていただきまして、5ページ目を御覧ください。ローカル5Gの周波数拡張でございます。

上段のローカル5Gを新たに4,600MHzから4,900MHz帯を追加しました。そのため、4,600MHzから4,900MHz帯のところに公共業務用、また一般業務用が使えるように変更を行うものでございます。また、2.8GHz帯のほうにもローカル5Gを導入いたしますので、その規定をしてございます。

なお、28GHz帯につきましては、先ほどお話ありましたとおり、固定衛星業務の地球局が一次業務としてございますので、28.45GHzから29.1GHz帯を使用するローカル5Gにつきましては、屋内が基本ということですが、また屋外でも使ってもよろしいのですが、その際には当該地球局からの保護を要求してはならないという使用条件を脚注に定めるものがございます。

6ページ目を御覧ください。昨年10月、WRC-19において改正された無線通信規則に関するものがございます。

まず1点目でございますが、中波帯域になりますが、415kHzから526.5kHz、4MHzから25MHz帯におきまして、NAV DAT用の周波数を分配いたします。

NAV DATとは、中ほどの右側に点線で囲ってございますが、文字情報によりまして海の上の安全情報を船舶に対して同報通信を行うシステムとして、現在、NAV TEXというものが使われてございますが、これを高度化したものがございます。これによりまして、電子海図にグラフィカルな表示などを船舶でできるというものがございます。この分配を受けまして、別表3-3に主要な周波数を追加していくものがございます。

2点目でございます。同じ6ページの中ほど、下でございます。VHF帯でございますが、短期間ミッションの非静止衛星の宇宙運用業務への周波数の分配でございます。ここで短期間ミッションといいますのは、3年間に運用を限った非静止衛星でございます。3年間の運用のために、通常ですと衛星、宇宙運用業務というのは様々な手続を踏むわけですけれども、そこを多少簡便にしようというものがございます。

脚注におきまして、この137から138MHz、148から149.9MHz帯におきまして、この短期間ミッションの非静止衛星システムが使えるとい

う条件を追加、変更するものでございます。

3点目、次の7ページ目を御覧ください。こちらでもVHF帯でございますが、VHF帯のデータ交換システム、VDESと言われてございますが、その衛星を使った場合の具体的なチャンネルプランというものがWRCで改定されたところでございます。そちらを周波数割当計画の別表3-4に追加するというものでございます。

4点目、先ほど議論のありましたGMDSSでございます。GMDSSに従来のインマルサットに加えて、新たにイリジウム衛星システムが導入されるということに伴いまして、現在、イリジウム衛星が使っている1,621.35MHzから1,626.5MHzに海上移動衛星業務を一次業務として追加分配するものでございます。また、非静止衛星システムとして、航空機地球局、船舶地球局にも運用可能となるために、ここの使用条件として、現在、電気通信業務用での使用は携帯移動衛星通信用とすると決められているところを、これを削除いたしまして、航空機地球局、船舶地球局でも使えるようにするものでございます。

次に8ページ目を御覧ください。施行期日の関係でございます。3つの案件に係る周波数割当計画の策定等について、まとめて諮問させていただいているところでございます。答申を頂いた場合には、1つ目の1.9GHz帯、また2つ目のローカル5Gの関係につきましては、制定手続が整った後、公布、施行と予定をしております。

また、3点目のWRC-19関係のところでございますが、こちらにつきましては改正内容が多岐にわたるため、これまでの周波数割当計画を廃止いたしまして、新しく周波数割当計画を作成する、いわゆる廃止新設という形で、無線通信規則が発効する1月1日を施行日とするものでございます。

本件に係るパブリックコメントを8月から9月にかけて行いました。そちら

は12ページを御覧ください。法人から3件、個人から2件ございました。

同じ12ページの中ほど、まず個人の方からの御意見として、NAV DATについて頂きました。私ども、当初作りました案に反映漏れがあるという御意見を頂いたところでございまして、御指摘そのとおりでございましたので、別表3-3の脚注に追加させていただきたいと考えております。

15ページを御覧ください。株式会社インフォステラから、VHF帯の短期ミッションの非静止衛星の宇宙業務に係る要望がございます。これらは今回の変更内容で対応できるということで、その旨、記してございます。

また、17ページを御覧ください。スカパー株式会社から幾つかの御意見を頂いてございます。2GHz帯、14GHz帯、17GHz帯での利用要望でございました。今回の無線通信規則の改定に直接関連するものではございませんので、今後の施策の参考とさせていただきます。

そのほか、国際及び国内脚注の記載内容については、修正の御意見を頂きましたので、それは反映させていただいているところがございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○吉田会長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様方から、何か御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○兼松会長代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。お願いいたします。

○兼松会長代理 兼松でございます。御説明、どうもありがとうございました。

ちょっと個人的に興味があったので教えていただきたいんですけど、6ページ目で、短期間ミッションの非静止衛星での宇宙運用業務というのが②でございましたけれども、3年間の運用に限って行う短期間ミッションというのは、例えば、どのようなものがあるのか、もしお分かりでしたら、教えていただけ

ればと思います。よろしく願いいたします。

○布施田電波政策課長 はい。ありがとうございます。

周波数が低いVHF帯の短期間ミッションでございまして、そのデータ伝送に使われるということを知っています。例えば、観測衛星、地表面の写真を撮るということも考えられますし、地表面のデータをさらに地球に落とし、衛星が地球の表面のデータを収集して、それを地球に下ろしてくるというようなシステムが多くございます。それらは非静止衛星でございまして、軌道が低く寿命が短いシステムが結構あります。そのようなサービスを入れるために、従来の静止衛星とか非静止衛星の細かな調整をしていると、かなり時間がかかってしまいますので、そこを多少簡素化していくという流れでございます。

○兼松会長代理 はい。ありがとうございました。了解いたしました。

○吉田会長 はい。

ほかにいかがでしょうか。

ざっと拝見しておりまして、今回、全て適切な割当計画で、特に(1)、(2)につきましては、先ほど既にお伺いした案件でございましたし、(3)につきましては、WRC-19に係る無線通信規則の改定ということで、非常に多岐にわたるということで、一旦廃止されて、新たに今回、新設されるという手順を踏まれるということで理解いたしました。

特に、ほかに委員の皆様方から追加の御質問等ないようでしたら、諮問第33号につきましては諮問のとおり作成することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。念のために、各委員の先生方に確認させていただきます。

林委員のほうから、御質問等を含めて、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○林委員 質問もございません。賛同いたします。ありがとうございます。

○吉田会長 はい。

長田委員はいかがでしょうか。

○長田委員 はい。私も賛同いたします。

○吉田会長 はい。

兼松会長代理から、追加の質問等はよろしいでしょうか。

○兼松会長代理 はい。大丈夫です。結構でございます。

○吉田会長 はい。

日比野委員からはいかがでしょうか。

○日比野委員 はい。結構でございます。

○吉田会長 はい。ありがとうございました。

それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

⑥ 無線従事者規則の一部を改正する省令案（無線従事者の努力義務規定の追加）

（諮問第34号）

○吉田会長 それでは、続きまして、諮問第34号「無線従事者規則の一部を改正する省令案」につきまして、布施田電波政策課長から御説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 はい。よろしく申し上げます。

諮問第34号説明資料に基づきまして、御説明させていただきます。

まず、諮問の概要でございます。

最近、新たなワイヤレス活用のニーズが、ローカル5GですとかLPWAなど増えてきておりまして、電波利用の裾野が拡大してきている状況でございます。

す。ただ、ワイヤレスの利用に当たっては、これまでもそうでございますが、有害な混信を与えないように運用する必要があるところでございます。

総務省では昨年、電波有効利用成長戦略懇談会の令和元年度フォローアップ会合の報告書を12月にまとめてございますが、その中で、ワイヤレス分野では、習得した知識の陳腐化が早いため、常に最新の知識にアップデートする仕組みが重要であるという提言を頂いているところでございます。このような背景を踏まえまして、全ての無線従事者を対象として、最新の知識や習得に努めなければならない旨の規定を無線従事者規則に追加するものでございます。

具体的な追加文章でございますが、すいません、資料、飛んでいただきまして、12ページを御覧いただけますでしょうか。そこに具体的な文言、設備規則の改定が出てきてございます。

無線従事者規則の免許証の交付というところに項を1つ追加いたしまして、免許証の交付を受けた者は、無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るように努めなければならないという項を1つ追加するものでございます。

参考でございますが、電気通信事業法関連の工事担任者資格にも同様の規定があるところでございます。

すいません。資料戻っていただきまして、3ページでございます。

この改正案につきましては、パブリックコメントを今年の6月から7月にかけて行ってございます。法人から5社、個人から67件、合計72件の意見を頂いたところでございます。

概要ですと、賛成に表明している意見が36件、反対の御意見が11件、修正を求める意見が27件ということでございました。

同じ3ページの1つ目でございますが、東京瓦斯からコメントを頂いているところでございます。努力義務にとどめていただきたいとか、費用及び時間的な負担のない制度にしていきたいというコメントを頂いたところでござい

ます。

これに対しては、書いてございますが、この知識の習得に当たりましては、従事者自らの責任において、また、それぞれの環境に応じて、知識及び技術の向上に努めるものであるという総務省の考え方を記しているところでございます。

5 ページ目を御覧ください。個人からの御意見の 7 番を御紹介させていただきます。

改正の趣旨には賛成いただいておりますが、アマチュア無線技士については、この案からは除くべきであるという御趣旨でございます。その 7 番のコメントの中ほどにございますが、アマチュア従事者に対しては、講習や試験の適用対象となることには明確に反対しますと。また、アマチュア業務と申しますのは、金銭上の利益のためではなく、専ら個人的な無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う無線局となっていることから、努力義務を課すべきではないという御意見でございました。

総務省の考え方でございますが、こちらはワイヤレス分野に係る分野全てが配慮すべきことということでございますので、アマチュア無線の方も含めて、全ての無線従事者の資格の方が、自らの責任において、それぞれの環境に応じたやり方で努めていただくということを規定するものですということを書くとともに、次の 6 ページの上に、続けて書きましたが、したがって、定期的な講習等の受講を義務化するものではありませんということも総務省の考え方として書いているところでございます。

あと、7 ページを御覧いただきまして、12 番のところを御覧ください。無線従事者に新たな制度が必要でない状況と。どちらかといえば不法局に対する無線従事者免許欠格事項にすべきであるというような反対意見の御意見がございました。もちろん反対の御意見として承るとともに、不法電波の取締りは電

波の適正な利用環境の保護という取組を進めていますので、その中で対処していきたい、取り組んでまいりますということを書いているところでございます。

この改正案でございますが、答申を頂きましたら、手続を進めまして、公布、施行というふうにしたいと考えているところでございます。

御説明、以上でございます。審議のほど、よろしく願いいたします。

○吉田会長 はい。どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、委員の皆様方から、何か御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○林委員 林でございます。

○吉田会長 はい。お願いいたします。

○林委員 はい。御説明ありがとうございました。

本諮問事項については、たいへん結構なことだと存じますが、パブコメを見ますと、賛成論とあいまって反対論や慎重論もそれなりにあって、意見が分かれるところと拝見しました。あくまで努力義務にとどまるものであり、マイルドな内容になっていると思いました。ただ努力義務を強調すればするほど、各無線従事者の自主的な取り組みと申しますか、知見のアップデートについて、あくまで自分で自分を律するというのを期待するというところでございますので、規定の実効性が形骸化すると申しますか、象徴的意味しかもたなくなってしまうのではないかととも一方で危惧します。努力義務規定が施行されてから一定期間を経て、その努力義務が初期の効果を得られたのか、検証と申しますか、PDCAを回すことが必要ではないかと存じます。

あと、先ほど電気通信事業法の話をなさいましたですけれども、確かに電気通信事業法では、たしか電気通信主任技術者ですか、現場レベルの責任者では講習のような制度が入っていたかと思うんですけれども、今回は全ての人たちに義務化ということですから、さらに現場レベルの責任者みたいなところ

は、講習とか、もうちょっと段階を踏んだ、分けたような形での制度設計というのもあり得るのかなとちょっと思ったところで、その点を、もしよろしければ御教示いただければと思います。

すいません。以上です。

○布施田電波政策課長 はい。ありがとうございます。

無線関係のほうの従事者でいきますと、現場を監督しているところでは、主任無線通信従事者という枠組みがございます。ここで指名された主任無線通信従事者の方は5年ごとに講習を受けていただくことが、これは法令として決まっているところがございます。そういう意味で、現場の無線局の運用については一定の規制をかけているところがございます。

今回は無線従事者の方々、広く一般に対する努力規定になるところがございます。実際のところ、この改定作業をしている中で、このような努力規定を入れてほしいという御意見もかなりございまして、特に無線局を使って、業務、事業をやってらっしゃる方は、こういうことをすることで一定のレベルを保ちたいという御意見も聞いてございます。

また、この努力規定ができましたら、この努力規定に関連して、そのような最新の技術を無線従事者の方々に教えるような講習をやりたいという団体の御意見も聞いてございます。団体がこの規定に関連して行う活動を私どもとしても後押ししながら広めていきたいと思っておりますし、また、先生御指摘のとおり、都度都度評価をして、どれほど効果があったのかというところも評価をしていきたいと思っているところがございます。

以上です。

○林委員 ありがとうございます。

無線の現場レベルの責任者について、講習制度があるということを、すいません、失念しておりました。よく分かりました。また、その都度の検証につき

ましても、よろしくお願ひいたします。

諮問案については異存ございません。ありがとうございます。

○吉田会長 はい。

ほかの委員の先生方からはいかがでしょうか。

○兼松会長代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。お願いします。

○兼松会長代理 兼松でございます。御説明、どうもありがとうございます。

今の林委員からの御質問とほとんど同じなんですけれども、今般、努力義務ということで、パブコメの回答でも、義務づけるものではないと明言していらっしやいますので、これを怠ったから何か指導を受けるとか、罰則があるとかいうものではないと思いますので、まさに自己規律をどうしていくのかということの問題になるかと思ひますけれども、今、御説明ありましたように、非常に広く無線従事者全部を対象としていますので、どちらかといいますと、事業をやっているような方に積極的に取り組んでいただくということを期待するというもので、趣味でアマチュアでやっているような方に関しては、別にチェックを入れるとか、やってないじゃないですかというようなことまでは、とても現実的には無理だと思ひますので、どちらかというターゲットは事業者のほうを念頭に置いているのかなと思ひたんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○布施田電波政策課長 はい。御指摘のとおりでございます。やはり事業側のほうからの、やってほしい、こういう制度が必要だという声は大きかったと私も感じております。

御指摘のありました、この努力をしなかったから罰があるというものではございませんが、このように努力をしていただいた方には、何らかメリットがあるようなことがないかということは常々考えていきたいと思ひているところで

ございます。

以上です。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

確かに逆の面で、努力をしている方については、何か認知をしていくと、評価をしていくというシステムがあると非常によろしいのかなと思います。ありがとうございました。

○日比野委員 すいません。日比野ですけれども。

○吉田会長 はい。お願いします。

○日比野委員 皆さんとほぼ同じことですが、やっぱりプロとアマをざっくりひとくくりというのは、今回の諮問はいいんですけれども、将来に向けては、ちょっと考えていく必要があろうかと思いました。

取りあえず、この規定で技術の向上を促すということは、それはそれで有意義なので、異論はございません。けれど先々は、プロとアマ、大体数は半々ぐらいだと思っんですけれども、プロのところは、もうちょっとポジティブなほうで引っ張り上げるのもいいですし、何らかの義務づけをするほうでもいいと思いますけど、しばらく様子を見て考えていただきたいなと思います。

以上です。

○布施田電波政策課長 はい。ありがとうございます。確かにプロのほうの話はよく伺ってございますが、プロとアマとでは活動が違うんだと思います。今後、よく、どのようになっていくか確認、評価していきたいと思います。ありがとうございました。

○吉田会長 はい。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○長田委員 はい。長田からは特にございません。

○吉田会長 はい。

吉田からも、皆さん、いろいろ意見おっしゃいましたので、特に追加の意見はございません。

それでは、ほかに御意見がないようでしたら、諮問第34号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。念のためお一人ずつ確認させてください。

林委員はいかがでしょう。

○林委員 賛同いたします。

○吉田会長 はい。

長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 はい。賛成です。

○吉田会長 兼松会長代理はいかがでしょう。

○兼松会長代理 はい。結構でございます。

○吉田会長 はい。

日比野委員はいかがでしょう。

○日比野委員 はい。結構です。

○吉田会長 はい。それでは、そのように決することといたします。皆様、どうもありがとうございました。

○布施田電波政策課長 ありがとうございました。

○吉田会長 以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。

総合通信基盤局の職員は、退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○吉田会長 高田さん。もし、準備が整いましたら、御連絡いただけますでしょうか。

○事務局 はい。承知いたしました。高田でございます。確認をして、御連絡

を差し上げます。少々お待ちくださいませ。

○吉田会長 はい。よろしくお願いします。

○事務局 お待たせいたしました。退室確認いたしましたので、結構でございます。お願いいたします。

○吉田会長 はい。

議決事項

株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求の審理を主宰する審理官の指名

(付議第1号関係)

○吉田会長 それでは、最後に、議決事項といたしまして、付議第1号関係「株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求の審理を主宰する審理官の指名」につきまして、本事案の主任審理官であった長屋審理官が御退任されましたため、新たに主任審理官といたしまして、鹿島審理官を指名することといたします。鹿島審理官、どうぞよろしくお願いいたします。

○鹿島審理官 はい。謹んでお引き受けいたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て、提出し

てください。

なお、次回の開催は、11月13日金曜日の15時からを予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。